

令和7年定例会環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

(1) 議案第174号 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する 基本計画の変更について」	1 別添 1
(2) 議案第181号 「三重県民の森の指定管理者の指定について」	2
(3) 議案第182号 「三重県上野森林公園の指定管理者の指定に について」	7

(所管事項説明)

(1) 「第5次三重県食育推進計画」(中間案)について	12 別冊 1 別添 2
(2) 県産米の振興について	15
(3) 「三重県農業農村整備計画」(最終案)について	17 別冊 2 別添 3
(4) 「三重県ツキノワグマ管理計画」(最終案)について	22 別冊 3 別添 4
(5) 三重の森づくり運動について	29 別添 5
(6) 「第44回全国豊かな海づくり大会」の報告について	31
(7) 各種審議会等の審議状況の報告について	34

令和7年12月
農林水産部

【議案補充説明】

(1) 議案第174号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」

1 概要

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」は、「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」（令和7年三重県条例第58号）第9条第7項において準用する同条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

2 新たな「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画」

(1) 計画の概要

「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画」は、農業の振興及び農村の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な考え方や施策の展開、目標等を定めています。

新たな計画では、次の4つの基本施策を定めます。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 基本施策I | 安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給 |
| 基本施策II | 農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立 |
| 基本施策III | 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮 |
| 基本施策IV | 農業・農村を起点とした新たな価値の創出 |

(2) 前計画からの主な変更点

- ①題名を「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画」に改めます。
- ②目標に「食料自給率（カロリーベース）」をはじめ、「国内生産量に対する県内園芸品目生産量のシェア拡大」等を新たに設定します。
- ③農業生産の振興に向けて、施策横断的に進める「農産物の自給力の強化」「人口減少下における農業労働力の確保」等の特に注力する取組を定めます。

(3) 計画期間

令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間

(2) 議案第 181 号「三重県民の森の指定管理者の指定について」

1 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県民の森」について、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、「三重県民の森条例（昭和 55 年三重県条例第 3 号）」第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議会の議決をお願いするものです。

2 対象施設

- (1) 施設名称 三重県民の森
(2) 設置場所 三重県三重郡菰野町大字千草字西貝石 7181-3

3 指定管理候補者の名称等

所在地 三重郡菰野町小島 4059 番地
名 称 N P O 法人 E C C O M
代表者 理事長 森 豊

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集については令和 7 年 8 月 1 日から募集要項を配布し、令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 5 日までの期間に申請書の受付を行った結果、次の団体から申請書の提出がありました。

所在地 三重郡菰野町小島 4059 番地
名 称 N P O 法人 E C C O M
代表者 理事長 森 豊

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、公正・公平なサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 板谷 明美 (三重大学教授)
委 員 赤木 邦男 (弁護士)
委 員 岩田 広子 (公認会計士)
委 員 川北 晃二 (株式会社百五総合研究所 主任研究員)
委 員 保黒 時男 (公募委員)

イ 審査の経過

令和7年7月24日 第1回選定委員会（審査基準・配点表の決定）
令和7年9月30日 第2回選定委員会（ヒアリング審査及び総合判定）

ウ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要（三重県民の森）」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数（2,000点満点））

NPO法人ECCOM（評価点1,496点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重郡菰野町小島4059番地
名 称 NPO法人ECCOM
代表者 理事長 森 豊

カ 選定した理由

選定委員会の意見をふまえ、「NPO法人ECCOM」は、

- ・三重県民の森の自然環境を最大限に生かしたイベントを増やしたことで施設利用者数を順調に増加させており、生物多様性に配慮した運営・管理を適切に行ってきましたと認められる。
- ・これまでの実績やデータに基づき、施設利用者数の増加に向けて具体的な目標が設定され、P D C Aサイクルによる継続的な取組を行う提案となっている。
- ・自然体験型イベントの実施では参加者が関心を持ち、理解し、行動するため、それぞれの段階に対応した森林教育プログラムが提案されている。
- ・管理運営に関する組織体制、実施方策が確立されている。

等の評価から総合的に判断し、指定管理候補者に選定しました。

6 指定管理候補者に対して期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理・運営業務を実施することにより、現指定管理者としての実績やノウハウを生かした県民サービスの向上及び経費の縮減の効果を見込んでいます。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者の間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 法令等の遵守
- (3) 情報の公開
- (4) 個人情報の保護
- (5) 施設利用者の意見等の反映
- (6) 緊急発生時の対応
- (7) リスク分担
- (8) 業務計画書の提出等
- (9) 事業報告書の提出等
- (10) 実施状況の調査、指示等

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和 7 年 12 月	指定管理者の指定
令和 8 年 3 月	協定書の締結
令和 8 年 4 月	指定管理者による管理の開始

提案内容及び審査の概要(三重県民の森)

別紙

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項 (審査コメント等)
			NPO法人ECCOM	
1 県民の平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致した管理運営方針が示されていること。 ・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、花とみどりの活用等の県が推進する施策を十分理解し、施策目標の達成に協力する管理運営方針となっていること。 	200	<ul style="list-style-type: none"> ・「Reborn(リボーン)」をコンセプトに掲げるとともに、「人にやさしく、森にやさしく、生きものにやさしく、人も自然も笑顔になれる公園」をミッションとして持続可能な公園運営に取り組む。 ・「生物多様性を育む自然環境づくり」、「地域の自然を愛し大切にすることのできる人づくり」、「地域の多様な主体と協働した公園づくり」、「誰もが安全安心・快適に利用できる平等・公平な管理運営」、「今後50年に向けた公園づくり(Reborn)」を基本方針とし管理運営する。 ・社会的弱者への配慮等公平・公正な利用を確保する。 ・コンプライアンス方針及び行動規範を定め、高い倫理性・公共性・透明性をもって管理運営に取り組む。 	159
管理運営の基本方針や重点課題設定が県の基本方針と合致しているか				
指定管理者としての意欲や熱意、責任を感じられるか				
社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか				
施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか				
企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令順守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か				
2 三重県民の森の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。 ・管理の基本方針にそって管理運営を行うこと。 (利用者ニーズの把握に努め、利用者サービス向上を図る／利用促進を図る／常に良好な状態に保つ／利用者の安全を常に確保する／地域や団体との連携を図り、住民参画に努める) ・生物多様性の確保に配慮した管理を行うこと。 ・緊急時の対応 (危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成／緊急時を想定した訓練の定期的な実施、危機管理マニュアルの点検整備／緊急事態等の発生ときには危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じ、三重県及び関係機関へ連絡通報すること) ・個人情報の保護について、三重県個人情報の保護に関する法律施行条例の遵守 ・情報公開について三重県情報公開条例の遵守 ・仕様書に基づき、植物管理業務、清掃管理業務、保守点検業務等を行い適切な状態に保つこと。 	500	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全・安心・快適に利用できる空間であることを最優先に考え、仕様書に定められた管理水準を満たし、常に良好な状態に保てるよう維持管理に努める。 ・「Reborn」の視点により単なる現状維持ではなく、価値を高めて次世代につなぐための再整備を進める。 ・PDCA(計画・実行・評価・改善)マネジメントサイクルに基づいた運営により、利用者の声を踏まえた継続的な改善を図る。 ・各エリアにおいて長期的な視点に立った自然植生の保全と生物多様性の確保に配慮した管理を行う。 ・園内に生息・生育する動植物は日常的に記録し、生物多様性を確保する管理に反映させる。 ・1日4回の巡視を行う。巡視マニュアルや遊具点検マニュアルの活用により危険箇所の早期発見、早期対応を実施する。 ・公園利用者及び職員の熱中症対策に取り組む。 ・危機管理マニュアルを策定し、事故等が発生した場合、迅速に対応し、二次被害を防止する。 	363
管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか				
施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか				
長期的な視点に基づいた管理方法であるか				
生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか				
利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか				
危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか				
緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか				
緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか				
個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				
情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項 (審査コメント等)
			NPO法人ECCOM	
3 三重県民の森の効用の最大限発揮と県民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験型イベントを年24回(原則月2回)実施すること。 ・三重県が示す方法により利用者数を適切に把握し、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録すること。 ・利用者の意見をその後の管理運営に反映させるなどサービス向上のために意欲的に取り組むこと。 ・ホームページによる情報発信などをを行い、利用促進に努めること。(原則週1回情報発信すること。) ・事業報告、業務報告を仕様書に従い行うこと。 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数 毎年度 14万人 ・満足度 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者満足度 92% 	900	<ul style="list-style-type: none"> ・「関心→理解→行動」という3段階の目標を設定し、それぞれに対応した自然体験プログラムを組み込んだイベントを通して、人々の自然に対する認識を醸成させる。「関心と理解」の段階に対応するイベントとして、自然の中で原体験を持つイベント、季節に応じた自然観察会、五感を活かすプログラムを、「行動」の段階に対応するイベントとして、自然体験活動をしている団体や個人とのコラボレーションによるイベントを行う。 ・森林セラピーやヨガ、森の中でのコンサートなど、癒し・リラクゼーションといった森林の新しい魅力を利用したイベントを実施する。 ・公園整備とイベントが一体となったプログラムを実施することで、利用者が公園に、より親しみを持ってもらうことを目指す。 ・自然学習展示館のビジターセンター機能の充実を図るとともに、季節ごとの生体展示や標本展示など、展示の充実を図る。 ・森林教育により県民ひとりひとりが森の恵みや役割を実感し主体的に関わる姿勢を育んでいく。 ・利用者の利用目的に応じた利便性の向上を図るとともに、外国人利用者や高齢者・未就学児等へのアプローチを強化する。 ・教育的效果や感動体験を軸に据えた継続参加型のプログラムを充実させ、新たな利用者層の獲得につなげる。 ・ウェブサイトは、視認性や利便性の向上を図るとともに、SNSによる双方向コミュニケーションを強化し、メールマガジン、リーフレット等の作成やフリーペーパー、ケーブルテレビなど効果的な情報発信に努める。 ・地域・行政・専門機関・他団体など多様な主体との協働を通じて、地域に開かれた公園運営を推進する。 ・イベント参加者や施設利用者へのアンケートを実施するとともに、アンケートの内容を分類・分析して改善につなげる。 	680
年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか				
独創的な内容のイベントが提案されているか				
自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか				
森林公园として、施設の植生等を生かした将来的な利活用の提案がなされているか				
「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか				
自然環境について十分な知識を有しているか				
三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか				
利用者、参加者の満足度向上のための方策が提案されているか				
三重県民の森で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか				
施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか				
三重県民の森の管理及び運営について、地域住民等が参加できる提案がなされているか				
利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか				
施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				
4 管理に係る経費の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・管理に係る経費の効率化に努めていること。 ・収支の整合が図られるとともに、提案内容が実効性のあるものであること。 ・指定管理料の上限の範囲内において実施されること。 	200	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化とICTの活用により経費の削減に努める。 ・人材の多能工化と地域人材の活用により人的リソースの最適化を図る。 ・再委託の最適化と設備運用の適正化により直接経費を抑制する。 ・自然資源の活用による循環型運営と外部連携の活用によると財源の多様化を行う。 	147
収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか				
提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか				
県費負担軽減につながっているか				
実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか				
5 管理に必要な人員及び財政的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な人材及び人員を確保するとともに、管理運営の総合調整及び県との連携連絡のため1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。 ・開所時間内は、県民の森利用者への案内等のため職員1名以上を管理事務所内に配置すること。 ・自然に関する知識を有する者を2名以上雇用し、月に16日以上配置すること。 ・施設管理に必要な資格を有する者(防火管理者等)を配置すること。 ・実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。 	200	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員として、所長(責任者)、イベント・広報担当者(副責任者)、公園管理担当者、リボーン担当者の4名を配置するとともに、サポートスタッフとして非常勤職員2~4名を配置。 ・定期的な研修(内部・外部研修、講義・ディスカッション等)、OJT等によって、運営管理に必要な専門知識・技術の向上および継続的な能力向上を図る。 ・指定管理料や委託料などの安定的な収入に加え、調査事業や外部イベントの受託などにより独自収入の確保に努める。 	147
組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか				
人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか				
人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか				
施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか				
総合審査結果		2,000		1,496

(3) 議案第182号「三重県上野森林公园の指定管理者の指定について」

1 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県上野森林公园」について、令和8年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、「三重県上野森林公园条例（平成10年三重県条例第4号）」第6条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議会の議決をお願いするものです。

2 対象施設

- (1) 施設名称 三重県上野森林公园
- (2) 設置場所 三重県伊賀市下友生字松ヶ谷1番地

3 指定管理候補者の名称等

所在地 三重郡菰野町小島4059番地
名 称 NPO法人ECCOM
代表者 理事長 森 豊

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集については令和7年8月1日から募集要項を配布し、令和7年9月1日から令和7年9月5日までの期間に申請書の受付を行った結果、次の団体から申請書の提出がありました。

所在地 三重郡菰野町小島4059番地
名 称 NPO法人ECCOM
代表者 理事長 森 豊

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県民の森及び三重県上野森林公园指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、公正・公平なサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 板谷 明美 (三重大学教授)
委 員 赤木 邦男 (弁護士)
委 員 岩田 広子 (公認会計士)
委 員 川北 晃二 (株式会社百五総合研究所 主任研究員)
委 員 保黒 時男 (公募委員)

イ 審査の経過

令和7年7月24日 第1回選定委員会（審査基準・配点表の決定）
令和7年9月30日 第2回選定委員会（ヒアリング審査及び総合判定）

ウ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要（三重県上野森林公园」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数（2,000点満点））

NPO法人ECCOM（評価点1,555点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重郡菰野町小島4059番地
名 称 NPO法人ECCOM
代表者 理事長 森 豊

カ 選定した理由

選定委員会の意見をふまえ、「NPO法人ECCOM」は、

- ・三重県上野森林公园の自然環境を最大限に生かしたイベントを増やしたことなどにより施設利用者数を高い水準で安定させており、生物多様性に配慮した運営・管理を適切に行ってきと認められる。
- ・これまでの実績やデータに基づき、ターゲットを明確にした上で、施設利用者数の増加に向けた具体的な提案となっている。
- ・自然体験型イベントの実施では参加者が関心を持ち、理解し、行動するため、それぞれの段階に対応した森林教育プログラムが提案されている。
- ・管理運営に関する組織体制、実施方策が確立されている。

等の評価から総合的に判断し、指定管理候補者に選定しました。

6 指定管理候補者に対して期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理・運営業務を実施することにより、現指定管理者としての実績やノウハウを生かした県民サービスの向上及び経費の縮減の効果を見込んでいます。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者の間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 法令等の遵守
- (3) 情報の公開
- (4) 個人情報の保護
- (5) 施設利用者の意見等の反映
- (6) 緊急発生時の対応
- (7) リスク分担
- (8) 業務計画書の提出等
- (9) 事業報告書の提出等
- (10) 実施状況の調査、指示等

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和 7 年 12 月	指定管理者の指定
令和 8 年 3 月	協定書の締結
令和 8 年 4 月	指定管理者による管理の開始

提案内容及び審査の概要(三重県上野森林公園)

別紙

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項 (審査コメント等)
			NPO法人ECCOM	
1 県民の平等な利用の確保	・施設の設置目的に合致した管理運営方針が示されていること。 ・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、花とみどりの活用等の県が推進する施策を十分理解し、施策目標の達成に協力する管理運営方針となっていること。	200	・「人も自然も笑顔になれる公園」をミッションとして、利用者が自然とふれあい、楽しみ、その素晴らしさを感じることで、心身の健康や癒し(ウェルビーイング)を得られるような活動を展開する。 ・「生物多様性を育む自然環境づくり」、「地域の自然を愛し大切にすることのできる人づくり」、「地域の多様な主体と協働した公園づくり」、「誰もが安全安心・快適に利用できる平等・公平な管理運営」、「まちのオアシスとなるような空間づくり」を基本方針とし管理運営する。 ・社会的弱者への配慮等公平・公正な利用を確保する。 ・コンプライアンス方針及び行動規範を定め、高い倫理性・公共性・透明性をもって管理運営に取り組む。	161
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか			
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか			
	施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか			
	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令順守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か			
2 三重県上野森林公園の適切な維持管理	・管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。 ・管理の基本方針にそって管理運営を行うこと。 (利用者ニーズの把握に努め、利用者サービス向上を図る／利用促進を図る／常に良好な状態に保つ／利用者の安全を常に確保する／地域や団体との連携を図り、住民参画に努める) ・生物多様性の確保に配慮した管理を行うこと。 ・緊急時の対応 (危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成／緊急時を想定した訓練の定期的な実施、危機管理マニュアルの点検整備／緊急事態等の発生ときには危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じ、三重県及び関係機関へ連絡通報すること) ・個人情報の保護について、三重県個人情報の保護に関する法律施行条例の遵守 ・情報公開について三重県情報公開条例の遵守 ・仕様書に基づき、植物管理業務、清掃管理業務、保守点検業務等を行い適切な状態に保つこと。	500	・全ての利用者にとって安全・安心・快適な空間であることをを目指して、仕様書に定められた管理水準を満たし、常に園内を良好な状態に保てるよう維持管理に努める。 ・日常的に気軽に森林散策が楽しめる公園の魅力をさらに高めるため、計画的な園内整備を進める。 ・PDCA(計画・実行・評価・改善)マネジメントサイクルに基づいた運営により、利用者の声を踏まえた継続的な改善を図る。 ・利用者の案内や安全管理、学習支援を担うパークコミュニケーターを新たに配置し、サービスの向上を図る。 ・各エリアにおいて長期的な視点に立って、生物多様性の保全と自然環境の再生・維持を着実に進める。 ・公園内の生物多様性を「記録する」「守る」「伝える」ことを一体的に行い、自然環境への理解や関心を育む。 ・1日4回の巡視を行う。巡視マニュアルや点検マニュアルの活用により危険箇所の早期発見、早期対応を実施する。 ・危機管理マニュアルを策定し、事故等が発生した場合、迅速に対応し、二次被害を防止する。	376
	管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか			
	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか			
	長期的な視点に基づいた管理方法であるか			
	生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか			
	利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか			
	危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか			
	緊急時・事故発生における危機管理対策は適切な提案がなされているか			
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか			
個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				
情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項 (審査コメント等)
			NPO法人ECCOM	
3 三重県上野森林公园の効用の最大限発揮と県民サービスの向上	・自然体験型イベントを年24回(原則月2回)実施すること。 ・三重県が示す方法により利用者数を適切に把握し、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録すること。 ・利用者の意見をその後の管理運営に反映させるなどサービス向上のために意欲的に取り組むこと。 ・ホームページによる情報発信などをを行い、利用促進に努めること。(原則週1回情報発信すること。) ・事業報告、業務報告を仕様書に従い行うこと。	900	・ひとりひとりがより深く自然と向き合える質の高いプログラムの提供に努め、公園全体の魅力と利用者の多様性を広げる。 ・「関心→理解→行動」という3段階の目標を設定し、それぞれに対応した自然体験プログラムを組み込んだイベントを通して、人々の自然に対する認識を醸成させる。「関心と理解」の段階に対応するイベントとして、自然の中で原体験を持つイベント、季節に応じた自然観察会、五感を活かすプログラムを、「行動」の段階に対応するイベントとして、子どもの主体性を育む連続的な体験学習を行う。 ・公園整備とイベントが一体となったプログラムを実施することで、利用者が公園に、より親しみを持ってもらうことを目指す。 ・「森×○○」の発想による「森林内で乗馬体験」「森林ヨガ」「森林コンサート」など、自然・文化・芸術が交差する独自のイベントを実施し、地域資源とつながるハブとなり、新たな価値の創出と利用者の開拓に取り組む。 ・市民ボランティア「モリメイト」との協働による里山づくりを進める。 ・子どもから大人まで幅広い世代を対象に多様な学びの機会を提供し、多世代・多文化交流の場を創出する。 ・「使いやすく、知りたい情報が得られる」ウェブサイト運用を継続するとともに、SNSによる双方向コミュニケーションを強化する。メールマガジン、リーフレット等のリニューアルや、「上野森林公园通信」を毎月発行し、伊賀市内の全小学校児童へ配布するなど効果的な情報発信に努める。 ・教育・行政・研究・観光・企業・文化など多様な分野の団体や機関との連携を積極的に推進する。 ・イベント参加者や施設利用者へのアンケートを実施するとともに、アンケートの内容を分類・分析して改善につなげる。	717
年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか	【成果目標】 ・施設利用者数 毎年度 9万人 ・満足度 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者満足度 92%			
独創的な内容のイベントが提案されているか				
自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか				
森林公园として、施設の植生等を生かした将来的な利活用の提案がなされているか				
「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか				
自然環境について十分な知識を有しているか				
三重県上野森林公园の利用者数を増加させる方策が提案されているか				
利用者、参加者の満足度向上のための方策が提案されているか				
三重県上野森林公园で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか				
施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか				
三重県上野森林公园の管理及び運営について、地域住民等が参加できる提案がなされているか				
利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか				
施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				
4 管理に係る経費の効率性	・管理に係る経費の効率化に努めていること。 ・収支の整合が図られるとともに、提案内容が実効性のあるものであること。 ・指定管理料の上限の範囲内において実施されること。	200	・業務の効率化とICTの活用により経費の削減に努める。 ・勤務の柔軟性と地域人材の活用により人的リソースの最適化を図る。 ・再委託の最適化と設備運用の適正化により直接経費を抑制する。 ・自然資源の活用による循環型運営と外部連携の活用によると財源の多様化を行う。	152
収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか				
提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか				
県費負担軽減につながっているか				
実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか				
5 管理に必要な人員及び財政的基礎	・管理運営に必要な人材及び人員を確保するとともに、管理運営の総合調整及び県との連携連絡のため1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。 ・開所時間内は、上野森林公园利用者への案内等のため職員1名以上を管理事務所内に配置すること。 ・自然に関する知識を有する者を2名以上雇用し、月に16日以上配置すること。 ・施設管理に必要な資格を有する者(防火管理者等)を配置すること。 ・実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。	200	・常勤職員として、所長(責任者)、イベント担当者(副責任者)、公園管理担当者2名、パークコミュニケーション等の計5名を配置するとともに、サポートスタッフとして非常勤職員2~4名を配置。 ・定期的な研修(内部・外部研修、講義・ディスカッション等)、OJT等によって、運営管理に必要な専門知識・技術の向上および継続的な能力向上を図る。 ・指定管理料や委託料などの安定的な収入に加え、調査事業や外部イベントの受託などにより独自収入の確保に努める。	149
組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか				
人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか				
人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか				
施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか				
総合審査結果	2,000		1,555	

【所管事項説明】

(1) 「第5次三重県食育推進計画」(中間案)について

1 概要

県では、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「食育基本法」に基づき「三重県食育推進計画」を策定し、「みえの食育」に取り組んでいます。

食育を取り巻く情勢の変化や、現行計画の実施状況、本常任委員会や有識者意見聴取会におけるご意見等をふまえて「第5次三重県食育推進計画」(以下、「第5次計画」という。)の中間案を作成しました。(別冊1、別添2)

2 有識者意見聴取会における主な意見

11月11日(火)に学識経験者・学校関係者・生産者団体等から構成される有識者意見聴取会を開催し、いただいた主な意見は以下のとおりです。

- ・計画の目標について、今どこまでできていて、これから何をするべきかを把握したうえで目標値を掲げるべき。
- ・県として食育をとおしてどういう県民を育てたいかという視点を入れてほしい。
- ・道徳心や協調性が育つと考えられるので、共食についての記載を充実させてほしい。
- ・高校生、大学生に対する食育の取組を記載してほしい。
- ・子どもへの食育を推進する前に保護者に対する食育の推進が必要である。
- ・乳幼児期の食育について記載してほしい。

3 第5次計画の基本理念

「食」とはただ必要な栄養素を取り入れるだけではなく、誰かと向き合いながら食事をする共食を通じて、食卓で言葉を交わし、感情を分かち合うことで豊かな感受性を育み、心の栄養を取り入れることができるという考えに基づき、第5次計画では、基本理念を「みえの食を通じて健全な心身と豊かな人間性を育む」として、豊かなみえの「食」を通じて、「食べる力」＝「生きる力」を育み、食に関心を持ち、食を楽しむことで豊かな心が育まれ、豊かな人間性の形成へつながる「みえの食育」を推進します。

4 「みえの食育」に取り組む基本方針と具体的施策

第4次計画においては、生活、地域、環境の3つの視点から食育の推進に取り組んできましたが、ライフスタイルや働く環境の変化に伴い健全な食生活の実践が困難となっています。

また、食卓と農林水産業の現場との距離が遠くなる中、持続可能な食料生産等の理解を深めることが重要です。

これまでの取組と成果および食育をめぐる現状をふまえ、健全で充実した食生活の実現に向けて、

- ・ライフステージに合わせた食育の推進
- ・持続可能な食を支える食育の推進
- ・多様な主体との協働による食育の推進

の3つを新たな基本方針とし、これらに基づく具体的施策を展開します。

(1) 基本方針1 ライフステージに合わせた食育の推進

全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、乳幼児期、学童・思春期、青壮年期、高齢期のそれぞれのライフステージに合わせた、生涯を通じた切れ目ない食育を推進します。

また、第4次計画の結果から食習慣や食生活に関する取組指標の達成状況が低下しております、特に若者世代（20～30歳代）の数値が低いことがわかっています。さらに、正しい食習慣は子どもの頃から身につけることが重要であることから、子どもおよび若者を対象とした食育に重点的に取り組みます。

あわせて、ライフスタイルや働き方の多様化など生活環境の変化に伴い、食生活のあり方が変化しています。従業員等の健康に配慮した食事や食品を提供する事業者の取組を支援することで健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」を推進します。

【目標指標】

目標指標		現状値 (R6)	目標値 (R12)
主指標	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生	93.5%
		中学生	91.6%
副指標	朝食メニュークールに応募する学校数	小学校	71校
		中学校	42校

目標指標		現状値 (R6)	目標値 (R12)
主指標	学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）	54.1%	57.2%
副指標	地場産物を活用した学校給食用一次加工品開発数（累計）	11件	17件

目標指標		現状値 (R6)	目標値 (R12)
主指標	三重とくわか食環境イニシアチブに参画する事業所のある市町数	-	15市町
副指標	県民に対して食育や食に関する啓発を実施した回数（累計）	-	100回

(2) 基本方針2 持続可能な食を支える食育の推進

地産地消運動や農林漁業者との交流、農林漁業体験等を通じて、食を支える農林漁業への理解を深めるため、食卓と農林水産業の現場の距離を縮める取組を推進します。

また、環境に配慮した農業生産方式や水産物の資源管理等、環境と調和のとれた持続可能な食料生産等の重要性を情報発信するとともに、人や社会、環境に配慮した消費行動である「倫理的消費（エシカル消費）」の啓発、食品ロス削減に向けた多様な関係者との連携・協働等、持続可能な食を支える食育を推進します。

【目標指標】

目標指標		現状値 (R6)	目標値 (R12)
主指標	食品ロス量の削減率	家庭系食品ロス量 43.4%減	検討中
		事業系食品ロス量 6.6%減	検討中
副指標	検討中	-	-

(3) 基本方針3 多様な主体との協働による食育の推進

地域における管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員等による活動や、食品関連事業者による取組等、多様な主体と協働することで、地域全体で食育実践の輪が広がるよう施策を展開します。

あわせて、市町における食育を展開するため、「市町食育推進計画」の策定を進めるなど、食育推進体制を整備します。

【目標指標】

目標指標		現状値 (R6)	目標値 (R12)
主指標	市町食育推進計画の策定率	82.8%	100%
副指標	意見交換等を行った市町数	5市町	毎年 29市町

5 今後のスケジュール

引き続き、県民の皆さんからの意見、有識者意見聴取会や本常任委員会での議論、国の「第5次食育推進基本計画」の策定状況等をふまえ、策定に向けた手続きを進めます。

- | | |
|---------|------------------|
| 令和7年12月 | パブリックコメント |
| 令和8年2月 | 有識者意見聴取会【最終案】 |
| 令和8年3月 | 常任委員会【最終案】、策定・公表 |

(2) 県産米の振興について

高温障害等による生産量の減少やインバウンド需要の増加などに起因して、令和6年の夏頃から主食用米の価格が高騰しており、令和7年11月時点（17日～23日の週）においても、東海地域のスーパー店頭での平均価格が4,383円/5kgとなるなど、現在も高止まりが続いています。

国では、備蓄米の放出など米の流通安定化に向けた対策パッケージによる緊急対応が行われ、米の需要に応じた増産に向けた取組を進めることが示されました。11月に一転して令和8年産米は減産となる見通しが出されました。

こうした中、県においても令和8年産の主食用米の生産に向けた方針を検討するとともに、県産米の生産振興と消費拡大に向けた取組を進めています。

1 主食用米の生産に関する方針等

(1) 国の方針等について

国は、「食料・農業・農村基本計画」において、米の生産量を791万トン（令和5年度）から818万トン（令和12年度）にする目標を掲げていますが、令和7年10月に公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下、「国の需給見通し」という。）」では、令和8年から令和9年の需給を見通し、令和8年産の主食用米の生産量を前年比約5%減の711万トンとしています。

令和7年産米の10月における相対取引価格（出荷業者と卸売業者等の間の取引価格の速報値）は、全銘柄平均で37,058円／玄米60kgとなり、過去最高値を更新している一方で、国の需給見通しは、令和9年6月末の民間在庫量が215～245万トンと過去最大レベルに増加する見込みとなっています。

食料・農業・農村基本計画における目標

791万トン（令和5年度） → 818万トン（令和12年度）+27万トン

令和8年産の生産量

748万トン（令和7年産） → 711万トン（令和8年産）-37万トン

(2) 県の方針等について

国の需給見通しを基に、県、農業関係団体、米穀事業者等で構成する三重県農業再生協議会において、翌年産の生産量の目安（以下、「目安」という。）を算出し、市町段階の地域農業再生協議会を通じて生産者に提示しています。

本年は、生産者が米・麦・大豆それぞれの作付面積の判断を適時に行い、需要に応じた生産に取り組むことができるよう、例年は12月に行う目安の提示に先立って、試行的に8月に暫定値を提示しました。

今月中に提示予定の令和8年産米の目安は、国の需給見通しで民間在庫量が膨れることを考慮し、令和7年産米の目安と比べて減少する見込みです。

○県産米の目安の状況

	令和6年産米	令和7年産米	令和8年産米
目 安	128,732トン	136,326トン	132,886トン(案)
8月提示暫定値			138,028トン
目安の前年差		+7,594トン	-3,440トン
【参考】生産実績	118,800トン	131,100トン	

※令和7年産米の生産実績は10月25日時点

2 県産米の生産振興と消費拡大に向けた取組

(1) 生産振興の取組

担い手の減少、法人化や経営規模の拡大に対応した農作業の省力化、生産費の上昇に対応した低コスト化に向けて、スマート農業技術の導入や生産性向上に寄与する機械・施設等について、国の制度等を活用して導入支援を行っています。

また、気候変動による夏季の高温への対策として、品質・収量の低下を軽減するための出穂期の肥料散布や水田の温度を下げるための水管理を推進するとともに、高温に強い県産ブランド米「結びの神」の生産拡大に取り組んでいます。

酒造好適米については、生産量の確保に向けて、JAグループ等関係機関と連携して肥料の散布や病害虫防除技術を指導する研修会の開催等に取り組むとともに、11月には、国に対し支援策の拡充を要望しました。

(2) 消費拡大の取組

県産米の消費拡大に向け、JAグループ等の関係機関と連携して、量販店等で「お米の食べ比べ」「お米クイズ」等のイベントを開催するとともに、外食や宿泊事業者がメニュー提供を通じて県産米の魅力を発信する取組を支援しています。

また、県産米の輸出拡大に向けて、価格競争力を高めるための多収品種の選定や収量向上のための栽培実証等に取り組んでいます。

3 今後の対応

近年は、提示した目安に対し生産実績が下回る状況が続いていることから、米の需給安定に向けて生産性の向上が課題となっています。

このため、気候変動による夏季の高温下でも安定した品質と収量が確保できる「結びの神」のさらなる作付け拡大や新たな品種の育成、生産コストの低減や収益性の向上に向けた節水型乾田直播や再生二期作等の新技術の実証に取り組む予定です。

また、人口減少による今後の需要の減少が見込まれる中、引き続き消費拡大に向けた取組を進めます。

さらに、令和9年度の国の水田政策の見直しについて、新たな制度の検討状況等の把握に努め、持続可能な水田農業の実現につながるようJAグループ等関係団体と連携して、今後の対応を検討していきます。

(3) 「三重県農業農村整備計画」(最終案)について

1 概要

概ね10年後の農業農村の目指す方向を示す「三重県農業農村整備計画」(令和2年3月)の見直しにあたり、前回の本常任委員会でお示しした中間案に対する有識者懇話会やパブリックコメントの意見等をふまえ、最終案を取りまとめました。(別冊2、別添3)

2 三重県農業農村整備計画有識者懇話会、パブリックコメントの状況

(1) 三重県農業農村整備計画有識者懇話会

- ① 委員より意見聴取：令和7年11月10日（月）から11月13日（木）まで
- ② いただいた意見数：6件（別紙1）
- ③ 対応区分別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	1件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	1件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	4件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	6件

(2) パブリックコメント

- ① 実施期間：令和7年10月23日（木）から11月21日（金）まで
- ② いただいた意見数：1件（別紙1）
- ③ 対応区分別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	0件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	1件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	1件

3 中間案に対する主な意見及び最終案における変更点

有識者懇話会やパブリックコメントの意見をふまえるとともに、策定を進めている「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画」との整合を図りながら、最終案を取りまとめました。

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
土地改良施設の保全の取組は非常に重要と考える。水土里ビジョンの策定やその取組について、県としても寄り添った支援をしてほしい。	第4章の「農業生産性の向上」において、水土里ビジョンの策定を追記し、必要な指導、助言その他援助を行うことを記載しました。	最終案 P 34

4 今後のスケジュール

本常任委員会でのご意見をふまえ、新たな「三重県農業農村整備計画」を令和8年3月に策定します。

「三重県農業農村整備計画」（中間案）に対する有識者懇話会、パブリックコメントの意見及び回答について

○三重県農業農村整備計画有識者懇話会

- 1 意見公募期間：令和7年11月10日から11月13日まで
- 2 意見数：6件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応区別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	1件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	1件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	4件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	6件

○主な対応状況

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	P34 農業生産性の向上 取組内容 水土里ビジョンの策定	土地改良施設の維持管理は絶対に必要なことである。 水土里ビジョンについては、今後の施設保全に関する取組としては重要と考える。 令和12年度の目標値の8割は、行政として土地改良区に寄り添い、より良いものになるように、作成方法等寄り添った支援をすべき。 若い農家の方も少なからず存在はするので、その人たちに続けてもらえるようにいかに生産基盤を整していくかが重要と考える。	①	ご意見をふまえ、第4章整備方針と主要取組の農業生産性の向上の取組内容に、水土里ビジョンの策定の記述を追記しました。
2	P34 農業生産性の向上 取組内容 水土里ビジョンの策定	水土里ビジョンを策定すると、今後メリットが出てくるだろうと考えている土地改良区もあるが、今はメリット感があまりないので、ほとんどの土地改良区は様子見である。 県としても、水土里ビジョンの策定にあたり支援をお願いしたい。	③	いただいたご意見は参考とさせていただき、水土里ビジョンの策定を支援してまいります。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
3	P34 農業生産性の向上 取組内容 水土里ビジョンの策定	土地改良施設の保全の必要性は理解しているが、今すぐ水土里ビジョンが必要なのかという考えである。人手がないなか、水土里ビジョン作成までの労力を割くことができない。 土地改良区として必要性は理解するものの、着手までにかなりの時間を要してしまいそうなので、説明会を重ね、関係者の機運の醸成をお願いしたい。	③	いただいたご意見は参考とさせていただき、水土里ビジョンの策定を支援してまいります。
4	P34 取組内容 水土里ビジョンの策定	県として、水土里ビジョンの策定の目標を掲げていただくことは大事なことと思う。	②	水土里ビジョンを策定することは、重要な取組と認識しています。水土里ビジョンの策定に向け、県として支援してまいります。
5	P47 活力ある持続可能な農村の振興 現状と課題 農村の交流・活性化	農村地域の内外の交流は欠かせないものと思われる所以、これからも積極的な交流に取り組んでほしい。	③	いただいたご意見は参考とさせていただき、農村の交流・活性化を促す基盤整備を支援してまいります。
6	全般	農地整備や新規就農など個々の取組はすごく良いものとなっているが、それらの取組が連携できると農村の地域も守られていくようになると思う。	③	いただいたご意見は参考とさせていただき、各施策が連携しながら、効果的な取組が行われるよう努めます。

○パブリックコメント

- 1 意見公募期間：令和7年10月23日から11月21日まで
- 2 意見数：1件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応区分別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	0件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	1件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	1件

○主な対応状況

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	P10 農業水利施設の適切な保全管理 P34 基幹的農業水利施設の保全対策	インフラの老朽化は、埼玉県で発生した下水管の陥没事故により、その重要性の認識が高まっています。農業農村のインフラに於いても目に見えないうちに老朽化が進んでいると考えられますので、農業生産や住民生活に支障が出ないように、計画を進める必要があると考えます。	③	いただいたご意見は参考とさせていただき、施設の保全管理を計画的に推進してまいります。

(4) 「三重県ツキノワグマ管理計画」(最終案)について

1 概要

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく、「三重県ツキノワグマ管理計画」の策定にあたり、前回の本常任委員会でお示しした中間案に対する各関係機関との協議やパブリックコメントの意見をふまえ、最終案を取りまとめました。(別冊3、別添4)

2 常任委員会における意見をふまえた変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
錯誤捕獲とはどういうことか、説明がほしい。	「用語集」に錯誤捕獲を追記	最終案 P12
「放置果樹や養蜂箱などの誘引物を管理、除去し、クマの出没や定着などを防止」とあるが、養蜂は生業として行っているものであり、放置果樹の扱いと分けて考える必要があるのではないか。	「放置果樹などの誘引物の管理・除去や養蜂箱の管理」に変更	最終案 P5

3 環境省、隣接県および県内市町における意見をふまえた変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
「紀伊半島地域個体群 平均値468頭」とあるが、環境省の調査結果では紀伊半島地域個体群の平均値は467頭であり、468頭は三重県北部を含んだ紀伊半島全域の推定個体数であるため、表現を変更すべきでないか。	「紀伊半島全域における推定個体数 平均値468頭」という表記に変更	最終案 P3
“出没”は、クマらしき動物の目撃も含めた表現であることを説明すべきでないか。	「出没」や「目撃」について、「クマ及びクマらしきもの」という説明を追加	最終案 P1, P2

4 パブリックコメントの結果

- (1) 実施期間：令和7年10月20日（月）から令和7年11月18日（火）まで
- (2) いただいた意見：43件（別紙1）
- (3) 対応区分別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	1
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	11
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	16
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	13
⑤その他：①～④に該当しないもの。	2
合 計	43

- (4) パブリックコメントの意見をふまえた変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
目的は一つの章として独立すべき	2 (6) 計画の目的を追加	最終案 P 4

5 三重県自然環境審議会の結果

- (1) 開催日：令和7年11月27日（木）
- (2) 決議結果：適当と認める
- (3) 審議会の意見をふまえた変更点

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
「人の生活圏への出没抑制を図るため、野生鳥獣の住みやすい環境を保全する」という表記は、クマを増やす施策とも捉えられることから、表現を変えてはどうか。	「野生鳥獣の住みやすい環境を保全する」を削除し「奥山において、人の生活圏への出没抑制を図るための環境を創出する」に変更	最終案 P 5

6 今後のスケジュール

本常任委員会のご意見をふまえ、「三重県ツキノワグマ管理計画」を令和7年12月中に策定します。

「三重県ツキノワグマ管理計画」（中間案）に対するパブリックコメントの意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和7年10月20日から11月18日まで
- 2 意見数：43件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	1 件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	11 件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	16 件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	13 件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	2 件
	合計 43 件

○主な対応状況

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	P4 4 (2) 施策の主な取組	クマの頭数と生態系の調査および管理を行い、生息環境を維持するとともに地元住民と共に安全な共存ルールがあるアメリカやカナダの事例や、専門家の意見を取り入れて包括的なビジョンを持って対策をした方が良い。また、森林生態系の保持やナラ林の管理によるクマの生息エリアの生態系の回復や環境保全が人間と共存するうえで必要である。	②	本計画は、県内の学識者および有識者で構成されている三重県自然環境保全審議会の意見をふまえ、策定しています。また、クマの生息地域とする生息・保護ゾーンでは、針葉樹林から針広混交林への誘導など、クマが人里に出没しやすい環境の創出に取り組むこととしています。
2	P7 5 (2) 個体群管理	「絶対に殺すな」とまでは言いませんが、全国的にクマ=すぐに駆除という風潮ではなく、クマが人里に現れる原因を多角的に見直し根本的な対策や人と動物の共存の仕組みを再考していただけることを願っている。	②	本計画では、クマを無闇に殺処分するのではなく、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体を捕獲し駆除することとともに、針葉樹林から針広混交林への誘導など、クマが人里に出没しやすい環境の創出に取り組むこととしています。
3	P7 5 (2) 個体群管理	無闇に殺処分するのではなく、きちんと個体数を把握した上で、麻酔銃で眠らせ、避妊手術をして熊数を加減していく方が、今後、長期的になるとは思いますが、山からおりてくる数は少なくなる。	④	本計画では、無闇に殺処分するのではなく、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体を捕獲し駆除することとしています。
4	P4 3 三重県ツキノワグマ管理計画の目標	山側に住んでいるため、報道を見る度かなり心が痛み、不安になる。熊の駆除に対して反対意見もあるかもしれません、個人的には人の命を守ることを最優先に考えて欲しい。全面的に賛成します。	②	本計画に基づき、人身被害ゼロに向け、被害防止対策に取り組んでまいります。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
5	P7 5 (2) 個体群管理	昨年、安濃川付近でクマの目撃情報があり、日々、不安を感じております。 クマを殺すのは可哀想との意見をよく耳にしますが、県民が安全に暮らせるように、保護ではなく駆除していただきたい。	②	本計画では、人身被害ゼロに向け、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体は、捕獲し駆除することとしています。
6	P6 5 (1) ゾーニング管理	三重県でもいつクマの人的被害が出てもおかしくない状況の中で「緩衝ゾーン」をつくるというのは悠長であり、緩衝ゾーンの設定は被害軽減に役立たないのでないか。	④	緩衝ゾーンにおいて、緩衝帯の整備や追い払いを実施することにより人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制することに一定の効果があると考えます。
7	P10 5 (3) モニタリング等調査	観光客誘致のためにも3県（和歌山・奈良・三重）の合同調査の頻度や捕獲数の上限を上げる等の個体数管理の徹底をしてほしい。	②	三重県、奈良県および和歌山県で構成する紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会において調査結果や捕獲数の情報を共有し、個体数の管理に取り組むこととしています。
8	P11 6 (1) 普及啓発・人材育成	ゴミの不適切な管理は、タヌキ、キツネ、ハクビシンなどの動物を誘引し、ひいてはクマを呼び寄せる可能性がある。三重県でもクマの目撃情報があるため、ゴミ管理の重要性について、より一層の注意喚起が必要。 クマに対応できるハンターの情報や出没情報アプリの利用方法などの情報が少なく活用しづらいので詳細な情報を発信してほしい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	P7 5 (2) 個体群管理	クマと人間との共存も大切な考えだがクマによるさらなる被害が出ないよう今のうちに滋賀県や岐阜県など近隣県を含めクマの個体数を大幅に減らしてほしい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	P11 6 (2) 捕獲者の育成	捕獲者の育成は、現地で指導者について山でのマナーやルール、捕獲に係る知識を身に着ける必要があり時間がかかることがある。ハンター育成を行政が主導すると読めるが、研修会の開催や技術指導の実施だけでは育成は難しい。 このため、現地点では鳥撃ち猟師に大型獣に参加してもらうとか、有害駆除に参加していない猟師に参加してもらえるようにするとかの方法を考える方が、早急な対策になると思う。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	P3 2 (4) クマの生息調査	以前とは異なる調査手法の結果を単純に比較して生息数が増えたととらえることは無理がある。	④	それぞれの調査手法は異なりますが、その時代においてより信頼できるものとして推定されたものと判断しています。
12	P1 2 (1) クマの分布域	分布域は生息域のことと思うが、どのように把握したか説明がない。	②	本計画では、分布域とは動植物がどの地域に広がっているか示しており、目撃情報等をふまえ、把握しています。
13	P3 2 (5) 現状の評価と課題	希少野生動植物であるツキノワグマを殺すことは法令(県の規則)に違反していると考える。	④	希少野生動植物種であるツキノワグマであっても、条例では人の生命または、身体の保護、その他やむを得ない理由がある場合は、捕獲できることとなっています。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
14	P6 5 (1) ゾーニング管理	ゾーニング管理はクマ駆除を正当化するための欺瞞である。特に緩衝帯での駆除は認められない。	④	本計画では、緩衝ゾーンにおいては、人身被害ゼロの目標に向けて出没した全個体を駆除するのではなく、人につきまとうなどの問題個体を駆除します。
15	P1 1 (1) 名称と考え方	現状の「数値や被害の把握」だけでは分析が不十分であり、森林環境、クマのエサ資源、人間活動の変化などを要因分析に組み込んで計画をたてていくべきではないか。 山林でのクマのエサの量自体が問題ではなく、クマの個体数とエサの量のバランスが重要でそのバランスをとることを重視した計画内容とするべきではないか。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
16	P4 2 (6) 計画の目的	目的は1つの章として独立させるべき。	①	ご意見をふまえ、計画の目的として項目を追加します。
17	P4 3 三重県ツキノワグマ管理計画の目標	人とクマとの棲み分けを図っても、人身被害ゼロの目標は無理がある。	④	本計画では、人身被害ゼロを目指してクマの被害防止対策に取り組むこととしています。
18	P4 4 (2) 施策の主な取組	農作物への防護柵、間伐や刈り払いなどは個人や組合等と具体的な取り決めを行わないと実効性がないのではないか。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
19	P4 4 (2) 施策の主な取組	針広混交林への誘導は非常に重要。 ただし、クマにとって快適な環境を作ると、さらにクマの個体数を増やす結果にもつながる。クマにとって快適な環境を作りつつも、他の対策もしっかりと実施していくことは重要。	②	本計画では、奥山において、針葉樹林から針広混交林への誘導など、クマが人里に出没しにくい環境を創出するとともに、里地里山の管理にもあわせて取り組むこととしています。
20	P6 5 (1) ゾーニング管理	放置果樹の問題に関しては、空き家問題とあわせて解決させていくべき。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
21	P6 5 (1) ゾーニング管理	生息・保護ゾーンでは、自然保護（針葉樹だけの不自然な状況を徐々になくす、ソーラー発電を含む森林伐採の制限）も必要ではないか。	②	生息・保護ゾーンでは、針葉樹から針広混交林への誘導など、適切な森林整備を推進することとしています。
22	P11 6 (1) 普及啓発・人材育成	クマの生息域で、食べたものをそのまま捨てる人がいる。人間がクマに襲われやすくなっていくので生ごみの不法投棄の防止の啓発も必要。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
23	P7 5 (2) 個体群管理	人の生活域にきたクマに対しては、駆除するのではなく、クマに対して人間の怖さを分かちさせてから山に返せば、人間には近づかなくなってくるはず。 また、緩衝ゾーンでは、駆除よりも恐怖心を植え付けて山に返すことを優先させた方がよいのではないか。	④	本計画では、人身被害ゼロに向けて、クマによる被害を防止するため、人の生活圏へ侵入した個体は問題個体とみなし、捕獲し駆除します。 さらに、緩衝ゾーンでは、人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制するために、緩衝帯の整備や集落周辺における誘引物の管理・除去などに取り組み、爆竹や花火弾、獵犬などによる追い払いを実施します。
24	その他	意見記入用紙について、いつまでもdoc形式を使うべきでない。docx形式に移行すべき。	⑤	いただいた意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
25	P4 4 (2) 施策の主な取組	飢えを凌ぐために人里に降りてきてしまうクマの対策として、人里から離れた一定区域にどんぐりや柿の木などクマの食料になる物を沢山植え、何かが不作になっても何かは食べられる物が実る場所を作つてはどうか。	②	本計画では、人の生活圏への出没抑制を図るために、針葉樹林から針広混交林への誘導など、クマが人里に出没しにくい環境の創出に取り組むこととしています。
26	P4 3 三重県ツキノワグマ保護管理計画の目標	今回のクマ管理計画は一旦実施を見合わせ、もっと調査や議論を深め、適切な運用を検討することを強く求める。	④	近年の出没件数の増加、目撃地域の拡大および推定個体数の増加などの複数の実状の変化をふまえ、クマによる被害を防止することを目的に本計画を策定します。
27	P4 4 (1) 施策の基本的な考え方	人里に出没する個体、増えすぎた個体については速やかに駆除を含む対応をお願いしたい。	②	本計画では、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなど、人身被害の発生するおそれがある場合は問題個体として捕獲し、原則駆除します。
28	P4 4 (1) 施策の基本的な考え方	家・学校・公園のどこも山に隣接しており、子供を守り切れないと感じる。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
29	P4 4 (2) 施策の主な取組	高齢化により、実がなっていても収穫できず放置されている例もあると思う。 所有者で対応できない場合は、行政で対処してもらえるのか。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	P6 5 (1) ゾーニング管理	地域がどのゾーニング区分になるのか、示してほしい。	④	本計画において、ゾーニングは各ゾーンに関する概念とイメージの共通認識を図ることを目的に設定しており、具体的な地域を表すことは想定していません。
31	P7 5 (2) 個体群管理	「問題個体は駆除する」、「個体数を存続可能な水準まで減らす」という方針でお願いしたい。	②	本計画では、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体は、捕獲し駆除します。 また、紀伊半島地域個体群を存続可能な個体数水準に管理していくため年間捕獲数の上限目安を設定しています。ただし、人身被害を防止するために必要と認められる場合、上限目安を越えて捕獲を実施することができるものとしています。
32	P11 6 (2) 捕獲者の育成	三重県の大口径ライフル及びスラッグ銃の練習環境がなく練習のため県外に行かなければならない。 また、スラッグ銃の練習ができるよう県営ライフル射撃場を整備してほしい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
33	その他	管理計画案の公開方法や締切設定に不備があり、県はコピー可能な形式で周知を徹底し、締切延長や閲覧制限の回避など適切な対応を取るべき	⑤	いただいた意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
34	P4 3 三重県ツキノワグマ管理計画の目標	生息数の絶対数が少ない紀伊山地で単なる増加推論を根拠に保護から駆除へ方針転換するのは乱暴で妥当性を欠く。 このため、クマ捕獲目的にて捕獲した個体への被害予察に基づく殺処分への政策変更に反対します。 錯誤捕獲された個体についても従前同様に基本は放獣との指針を保持すべきである。	④	個体数推定の結果だけでなく、目撃数の増加や目撃地域の拡大、人身被害や養蜂箱への被害が発生し始めたことなどの実状をふまえて、本計画は「人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を防止すること」を目的として策定しています。 そのため、無闇に殺処分するのではなく、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体を捕獲し駆除することとしています。 また、錯誤捕獲された個体については原則放獣することとしています。
35	P4 4 (2) 施策の主な取組	緊急銃猟は警察主導で限定的に行うべきである。	④	緊急銃猟は法律に基づいて、市町長の判断により実施できるとされています。
36	P4 4 (2) 施策の主な取組	柿の実はもぎ取るだけでなく、その後の干し柿干しなど屋外にさらすことへの自粛用意が必要である。 獵犬ではなくベアドッグや花火・爆竹を用いた追い払いを行うべきである。県がクマ避け機器を積極的に試行するのも一つの手である。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
37	P6 5 (1) ゾーニング管理	県として3つのゾーンを示したマップの作成・配布予定はあるか。	④	本計画において、ゾーニングは各ゾーンに関する概念とイメージの共通認識を図ることを目的に設定しており、具体的な地域を表すことは想定していません。
38	P7 5 (2) 個体群管理	紀伊半島地域個体群については、本計画に基づいて管理することは妥当と思うが、県北中部については紀伊半島地域個体群とひとくくりにして本計画の捕獲数を適用するのはおかしい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
39	P7 5 (2) 個体群管理	錯誤捕獲の危険性だけでなく、くくりわなにかかった獲物がクマを誘引する恐れがあるため、生息・保護ゾーンでのくくりわなを禁止してほしい。	④	くくりわなでイノシシやシカなどの狩猟鳥獣を捕獲することは、法で禁止されていないため、農林業被害の防止のためにも、くくりわなを規制することはできません。 錯誤捕獲の防止に向けて、普及啓発に努めます。
40	P6 5 (1) ゾーニング管理	石川県の事例を参考に森林環境税が森林整備に使われるよう、他県と協力いただきたい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
41	P10 5 (3) モニタリング等調査	モニタリング手法について、カメラトラップやヘアトラップによる手法はクマの餌付けによる市街地への誘引を招き、研究者の誘引行為もクマの出没の一因となっている。モニタリング調査を行うならば糞からの痕跡調査を行うべき。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
42	P6 5 (1) ゾーニング管理	米ぬかなどを使用したシカ及びイノシシ用のわなは、より生息ゾーンに近い所に設置することを明記すべきだと思う。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	P4 4 (2) 施策の主な取組	森に食べ物がなければどんなに駆除しても里に出てくるのしかないのだから、針広混交林よりももっと大規模な広葉樹の植林をすべき。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

(5) 三重の森づくり運動について

1 背景（全国植樹祭の招致）

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために、(公社)国土緑化推進機構と都道府県の共催により開催する国土緑化運動の中心的行事で、昭和25年の第1回大会以降、都道府県持ち回りで毎年春に開催されています。

令和2年12月、三重県議会において、「全国植樹祭の招致に関する決議」が全会一致で可決されるとともに、令和3年2月定例月会議の知事提案説明において、令和13年開催の全国植樹祭招致の意向を表明しました。開催が実現した場合、昭和55年に菰野町の「三重県民の森」等で開催した第31回大会以来、二度目の開催となります。

2 「三重の森づくり運動」について

県では、全国植樹祭に向けた気運醸成を図るため、県民の皆さんを取り組む森づくり活動の促進や、森を育む意識の醸成につながる体験活動やイベントの開催など、「三重の森づくり運動」の推進を図っています。(別添5)

(1) 森づくり活動の促進

①県民主体の森づくり活動の促進

企業と森林所有者のマッチングを支援する「企業の森」制度を活用した森づくり活動を促進するとともに、「県民参加の植樹祭」の継続的な開催により、県民の皆さんが出木を植える機会の創出に取り組んでいます。

②子どもたちによる森づくり活動の促進

次代を担う子どもたちが森や緑と親しみ、守り育てる活動に取り組む「みどりの少年隊」に対し、(公社)三重県緑化推進協会と連携しながら、森づくり体験や森林をフィールドとしたレクリエーション活動を支援しています。

③「みえ森づくりサポートセンター」による活動支援

県民全体で森林を支える社会づくりに向けて設置した「みえ森づくりサポートセンター」において、県民の皆さんを取り組む森づくり活動の相談対応のほか、活動に必要な基礎知識や技術習得に関する講座の開催などに取り組んでいます。

(2) 森を育む意識の醸成

①「みえ森林教育」の推進

令和2年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育の裾野の拡大や子どもから大人まで一貫した教育の推進、森林教育指導者の養成等に取り組んでいます。

また、令和5年度には、小学校における森林教育を進めるため「みえ森林ワークブック（小学5年生社会、小学6年生理科）」を作成・配付したほか、令和6年度には、森林教育指導者や学校関係者が森林教育を企画・運営できるよう「みえ森林教育プログラム」を作成・配付するなど、森林教育に取り組みやすい環境を整えています。

②「みえの森づくりポスターコンクール」の開催

森林の大切さや、森や自然を守り育てる思いを表現するポスターの作製を通じて、小中高生の森林づくりや緑化への意識を醸成するため、「みえの森づくりポスターコンクール」を開催しています。

③「みえ森林フェスタ」の開催

県民の皆さんのが森林や木に親しみ、森林への理解と関心を深めていただくことを目的に令和6年度から「みえ森林フェスタ」を開催しています。当フェスタでは、木工など体験を織り交ぜたブース出展や森林について学ぶステージイベントの開催など、次代を担う子どもたちが楽しみながら森林や木に親しんでいただけるよう努めています。

3 「三重の森づくりネットワーク」について

森づくり活動等に取り組む関係者の連携強化を図り、一丸となって「三重の森づくり運動」を推進していくため、令和6年10月、(公社)三重県緑化推進協会と連携して、企業・N P O・活動団体等で構成する「三重の森づくりネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を発足しました。

ネットワークでは、会員が各地で取り組む「三重の森づくり運動」について、メールマガジン等により情報共有を行うほか、会員交流会の開催を通じて会員間の相互交流や森づくり活動のブラッシュアップに取り組んでいます。

4 今後の対応

「三重の森づくり運動」をさらに展開するため、森林教育に取り組む団体や県産材を積極的に活用している企業等を中心に、ネットワーク会員の拡大に取り組みます。

また、会員交流会において、「三重の森づくり運動」の推進に向けた効果的な取組について意見交換するなど、ネットワーク活動の充実を図ります。

今後も、ネットワークを中心とした「三重の森づくり運動」の推進を通じて、県民の皆さんの森づくりへの参画を促進し、全国植樹祭の招致に向けた気運醸成を図るとともに、県民全体で森林を支える社会づくりの実現につなげまいります。

(6) 「第44回全国豊かな海づくり大会」の報告について

1 全国豊かな海づくり大会の開催結果

令和7年11月9日(日)、志摩市阿児アリーナおよび宿田曾漁港(南伊勢町)において、天皇・皇后両陛下御臨席のもと、「第44回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～」を開催しました。本県での開催は、昭和59年の第4回大会以来2度目です。

大会では、「受け継ごう 命あふれる清い海」をテーマに、県内外の漁業関係者が連携し、未来への海づくりに向けた大会決議を採択しました。

(1) 式典行事

場 所：志摩市阿児アリーナ

参加者：790名

内 容：本県の水産業の現状や将来への取組等を映像で紹介するとともに、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、豊かな海づくりに功績のあった団体等への表彰や作品コンクールの最優秀作文の発表等を行いました。

【式典行事の主な内容】

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| ・プロローグ | ・大会旗入場 | ・天皇陛下のおことば |
| ・功績団体表彰 | ・最優秀作文の発表 | ・稚魚等のお手渡し |
| ・海づくりメッセージ | ・大会決議 | ・作品コンクール表彰 |
| ・エピローグ | | |



最優秀作文の発表



稚魚等のお手渡し

(2) 海上歓迎・放流行事

場 所：宿田曾漁港(南伊勢町)

参加者：334名

内 容：色とりどりの大漁旗を掲げた47隻の漁船の前で、17隻の漁船等が海上歓迎パレードを行いました。その後、イセエビの稚エビとマダイの稚魚を放流しました。



海上歓迎パレード



稚魚放流

(3) 関連行事

総参加者：約13,200名（主催者発表）

内 容：県全域で大会を盛り上げるため、県内5会場において県民の皆様にご参加いただけた関連行事を開催しました。各会場では、式典行事、海上歓迎・放流行事の映像をライブ中継するとともに、会場ごとに子ども向けの工作体験やトークショー等、様々な趣向を凝らしたイベントが行われました。志摩市ともやま公園では、次回開催県である大阪府によるPRや、水産庁による海業や「さかなの日」のPRが行われたほか、海の環境美化に向け、「(公財) 海と渚環境美化・油濁対策機構」による漁網リサイクルに関する紹介等が行われました。

【関連行事会場の主な行事】

- | | |
|---------------------|--|
| ・桑名港
(桑名市) | : ハマグリ・シジミなどの即売、ハマグリ稚貝の放流 |
| ・白塚漁港
(津市) | : イワシや加工品の即売、イワシ寿司の振る舞い、
クルマエビ稚エビの放流 |
| ・志摩市ともやま公園
(志摩市) | : ステージイベント、海業PR、漁網リサイクル展示、
海藻汁の振る舞い、海藻万華鏡作成体験 |
| ・奈屋浦漁港
(南伊勢町) | : トークショーやコンサート等ステージイベント、
魚のつかみ取り、地元特産品販売、刺身の振る舞い、
マダイ稚魚の放流 |
| ・尾鷲魚市場
(尾鷲市) | : ミニ水族館、マグロ解体ショー、鮮魚販売、
お刺身や大敷汁の振る舞い |

2 大会への企業等の協賛について

実行委員会では、大会の基本理念に賛同する企業・団体等を対象に、大会への資金や物品の提供等の協賛を募集（令和7年5月12日から9月30日まで）し、県内漁協系統団体ほか36者から総額2千5百万円余の協賛金をいただくとともに、10者から協賛品をいただきました。

協賛金については、大会の気運醸成に向けた駅等での各種広告やPRグッズの作成、関連行事会場の充実に活用し、協賛品については、大会会場での提供や大会記念弁当に活用しました。

3 今後について

今大会で高まった気運を生かし、令和8年度は、

- ① きれいで豊かな海の実現に向けた管理運転の在り方検討、黒潮大蛇行終息をふまたえた藻場の再生
- ② 気候変動への対応に向けた高水温に強い新魚種の養殖試験
- ③ 水産物・漁村の魅力発信に向けた海業の振興、海女漁業・真珠養殖業の世界農業遺産認定に向けた気運醸成
- ④ 「美し海 水産ビジョン（仮称）」の策定

に注力するなど、豊かな海・持続的な水産業の次世代への継承、水産物・漁村などの「美し国みえ」の魅力のさらなる向上に向けた取組をより一層力強く進めます。

<今後のスケジュール>

令和7年12月 大阪府への事務引継ぎ

令和8年 3月 第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会第4回総会
大会成果と監査結果の報告を行い、実行委員会を解散

<協賛企業>

【協賛金】

- ・三重県内漁協系統団体
- ・(株)百五銀行
- ・三重交通グループホールディングス(株)
- ・近畿日本鉄道(株)
- ・尾鷲物産(株)
- ・日本トランシスティ(株)
- ・(株)養殖屋
- ・中部電力パワーグリッド(株)
- ・(株)辰也造船所
- ・(株)ぎゅーとら
- ・鈴木造船(株)
- ・(株)アイエスイー
- ・(株)赤福
- ・(公社)三重県バス協会
- ・三重県真珠養殖漁業協同組合
- ・立神真珠養殖漁業協同組合
- ・片田真珠養殖漁業協同組合
- ・三重県農業協同組合中央会
- ・三重県森林組合連合会
- ・三重県商工会連合会
- 等
- ・(株)三十三銀行
- ・イオンリテール(株)中部カンパニー
- ・(株)岡三証券グループ
- ・KAISO BANK
- ・ゼブラファーム(株)
- ・神前タクシー(有)
- ・(有)若松屋
- ・日本たばこ産業(株)三重支社
- ・三重県漁港漁場協会
- ・リージョナルフィッシュ(株)
- ・(有)佐藤養殖場
- ・三重県漁港建設協会
- ・神明真珠養殖漁業協同組合
- ・船越真珠養殖漁業協同組合
- ・越賀真珠漁業協同組合
- ・三重県漁業士会
- ・三重県木材組合連合会

【協賛品】

- ・(株)マスヤ :おにぎりせんべい銀シャリファミリーパック(大会会場)
- ・井村屋グループ(株) :片手で食べられる小さなようかん(大会会場)
- ・(有)山藤 :アイゴ干物(大会会場)
- ・(株)おやつカンパニー :素材市場いわしのスナック(大会会場)
- ・三重県漁業協同組合連合会 :伊勢まだい(大会記念弁当食材)
- ・(株)養殖屋・ゼブラファーム(株) :海ぶどう(大会会場)
- ・垣善フレッグ(株) :善玉タウリ〈鶏卵〉(大会記念弁当食材)
- ・伊賀米振興協議会 :伊賀米コシヒカリ(大会記念弁当食材)
- ・南伊勢町 :養殖アワビ(大会記念弁当食材)
- ・志摩市 :あいごのさつま揚げ(大会記念弁当食材)

(7) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年9月25日～令和7年11月24日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年9月30日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 板谷 明美 ほか3名
4 諮問事項	三重県民の森及び三重県上野森林公園における指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	三重県民の森について、指定申請書の資格審査を通過した1法人に対して、ヒアリングによる最終審査を行い、指定管理候補者として選定しました。 三重県上野森林公園について、指定申請書の資格審査を通過した1法人に対して、ヒアリングによる最終審査を行い、指定管理候補者として選定しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	令和7年9月30日(火)
3 委員	【部会長】三重大学教授 平山 大輔 ほか6名
4 諮問事項	三重県指定希少野生動植物種の指定の解除について
5 調査審議結果	三重県指定希少野生動植物種に指定されているハクセンシオマネキの指定の解除について審議いただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	令和7年9月30日（火）
3 委 員	【部会長】 NPO法人ECCOM 太田 玲奈 ほか4名
4 諮問事項	「第13次鳥獣保護管理事業計画」の変更
5 調査審議結果	「第13次鳥獣保護管理事業計画」における、県指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の変更について審議いただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境・鳥獣合同部会
2 開催年月日	令和7年9月30日（火）
3 委 員	【部会長】 NPO法人ECCOM 太田 玲奈 ほか9名
4 諮問事項	ツキノワグマの保護又は管理のあり方について
5 調査審議結果	三重県指定希少野生動植物種に指定されているツキノワグマの指定の解除及び「三重県ツキノワグマ保護管理計画」（中間案）について審議いただきました。
6 備 考	